

教 保 第 2 号  
令和 4 年 4 月 1 日

各市町村教育委員会教育長  
各 学 校 学 長  
各 教 育 事 務 所 長 } 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 半嶺 満  
(公印省略)

部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について（通知）

部活動は、生徒の心身の調和のとれた発達と個性の伸長、社会性の育成等を図る上で極めて重要な学校教育活動であり、各学校においては、適切な指導がなされ生徒の健全育成に貢献されていることに感謝申し上げます。

さて、沖縄県教育委員会では、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を令和3年12月に策定し、その周知徹底と実効性のある対策に取り組んでいるところです。

また、「令和3年度県立学校部活動実態調査」の結果を踏まえ、令和4年度を「暴力・暴言・ハラスメント『ゼロ元年』」として位置づけ、学校と教育行政、関係団体、保護者が一体となって、その根絶に取り組んでまいります。

つきましては、各中学校及び県立学校におかれましては、下記事項について校長のリーダーシップの下、全職員が協力体制を確立し、指導者等とより緊密に連携し、適正な部活動等指導の実施に万全を期すようお願いいたします。

また、各小学校におかれましては、スポーツ少年団等の活動は学校の教育活動に位置づけられておりませんが、小学生の発達の段階を考慮し、心身の成長や学校生活への影響等がないよう、市町村教育委員会、指導者、保護者の連携のもと適切な活動が行われるよう御協力をお願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の小中学校へ周知するとともに、令和4年1月7日付教保第1578号で依頼しました、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を参考に、必要に応じて各市町村教育委員会の「部活動方針」の見直しと、策定後は貴所管の小中学校への周知及び指導・助言をお願いします。

各教育事務所においては、このことについて御承知おきいただくとともに、必要に応じ市町村への御助言をお願いいたします。

## 記

「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（令和3年12月沖縄県教育委員会）や「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5月文部科学省）等を年度初めに読み合わせをするなど、指導の基本的な事項や留意点を確認すること。

特に、暴力・暴言・ハラスメント根絶の徹底については、各学校の実情に応じて、適宜、取り組むこと。

（令和4年2月22日付教人第1890号、教県第1950号、教保第1810号参照）

※ 本通知は、県中体連・県高体連・県高野連・県特体連・県中文連・県高文連・スポーツ少年団所管課にも発出しております。関係機関・団体とも連携し、部活動等（スポーツ少年団含む）における望ましい指導の在り方について御協力をお願いいたします。

【添付資料】

- (1) 令和3年12月策定「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（R3.12月沖縄県教育委員会）PDF  
また、部員、保護者への周知の際は下記、URL、QRコードを御活用ください。

URL : <https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/kennritugakkoubukatudou.html>



- (2) 県立学校における生徒自死事案を受けた再発防止のための取り組みについて  
(令和4年2月22日付教人第1890号、教県第1950号、教保第1810号)

問合せ先

運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班 城田 亮

TEL：866-2726 FAX：862-0472

文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班 立津 正人

TEL：866-2731 FAX：867-4350